

よくあるお問い合わせ (R7. 7. 23時点)

No.	区分	質問	回答	掲載日
1	全般	交付決定前に購入した機器は補助対象となるか。	補助対象外となります。	R7. 7. 23
2	全般	令和6年度までに、介護テクノロジー定着支援、介護ロボット導入支援事業及びICT導入支援事業で補助金が交付されている場合でも申請できるか。	申請いただけます。ただし、応募多数となった場合には、実施要領第8のとおり、優先順位を設け対応いたします。	R7. 7. 23
3	申請者	法人内に複数の事業所がある。事業所単位で申請すればよいか。	介護保険法又は老人福祉法に基づく指定を受けた事業所単位で申請いただけます。 ・例A：特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設・短期入所生活介護）で県知事から一つの事業所として指定を受けていれば、申請書は1件となります。 ・例B：地域密着型特養として地元市町で指定を受け、短期入所生活介護は県知事から指定を受けた場合、別個の施設として扱い、それぞれの事業所から申請することで、申請書は2件となります。	R7. 7. 23
4	申請者	障がい者福祉施設だが、本事業の補助対象となるか。	補助対象外となります。	R7. 7. 23
5	申請者	同一施設内で介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を実施する共生型サービスを行う事業所は対象となるか。	介護保険サービスの指定を受けている場合は、補助対象となります。なお、本補助金は介護現場の生産性向上による職場環境の改善及び介護サービスの質の向上を図ることを目的としているため、本補助金で導入した介護ロボット等は、原則として介護保険サービス利用者の介助等に使用するものとします。	R7. 7. 23
6	申請者	まだサービスを提供していないが申請できるか。	交付申請時までに事業所の指定を受け、サービスを開始していることが必要です。	R7. 7. 23
7	申請者	交付対象者は、県内の介護サービス事業者（以下「事業者」という。）とあるが、総合事業（通所型サービスB等）の事業所は対象となるか。	介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス（以下「総合事業」という。）を行う事業所は、介護事業所に含まれず、補助対象外となります。	R7. 7. 23
8	申請者	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等は対象となるか。	本事業は、介護保険法に基づくサービス事業者を対象としており、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合や、居宅サービスの指定を受けている場合、指定サービスの範囲で対象とします。 （対象外となる例） ・介護サービス指定を受けてない区画（利用者が居住区画）での介護テクノロジー機器の常設運用やWi-Fi整備等	R7. 7. 23
9	介護テクノロジー	見守り機器を複数台導入したいが、運用には管理サーバーや通知用の端末が必要となる。これらは主たる機器に付帯して必要となる経費に含められるか。	見守り機器の運用に必要な機器であることから、主たる機器に付帯して導入する機器として補助対象とします。	R7. 7. 23
10	介護テクノロジー	本体に取り付ける消耗品等、定期的に交換しなければならぬパーツ等があるが、それらは主たる機器に付帯して必要となる経費として補助対象となるか。	消耗品やオプション品は対象外です。ただし、非装着型の移乗機器の専用シート（つり具部分）等、機器の利用に不可欠なものとして、本体の一部として納品された部材は補助対象とします。	R7. 7. 23
11	介護テクノロジー	電動式のスタンディングリフトを導入したい。電池切れが起きた際の備えとして予備バッテリーも導入したいが、予備分は補助対象になるか。	主たる機器の運用に不可欠な機材は補助対象とします。 ・初回納品時に本体に備え付けられて納品されたバッテリーは対象とします。 ・予備として別途購入する分は補助対象外とします。	R7. 7. 23
12	介護テクノロジー	ナースコールが老朽化しているため、親機、子機、配線及び制御盤を含め、システムを総入れ替えしたい。補助対象になるか。	ナースコール等の設備は補助対象外となります。ただし、ナースコールの子機と見守り機器が一体化した介護テクノロジーに該当する機器については、見守り機器として補助対象とします。	R7. 7. 23

よくあるお問い合わせ (R7. 7. 23時点)

No.	区分	質問	回答	掲載日
13	介護テクノロジー	一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫となり転記が不要になる運用方法でも補助対象となるか。	1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になる場合には補助対象とします。 ・複数の介護ソフトを連携させるためのソフトウェアも本補助金の補助対象とします。 ・見守り機器を介護ソフトを連携させるための「連携オプション」も補助対象とします。	R7. 7. 23
14	介護テクノロジー	既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している事業者が、さらなる一気通貫のために介護ソフトを購入する場合（音声入力機能オプションを追加することで、記録業務が更に省力化される場合等）は対象となるか。	対象とします。	R7. 7. 23
15	介護テクノロジー	過去に見守り機器や介護ソフトを導入している。通信環境を改善するため、Wi-Fi環境整備のみ申請したいと考えている。補助対象になるか。	Wi-Fi環境整備のみでは補助対象になりません。本事業では重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に付帯して当該年度に導入する場合に補助対象とします。 このため、以下の事例のように介護テクノロジーの導入に伴って付帯的に導入する機器として申請する場合、補助対象とします。 ・見守り機器の追加に伴い、Wi-Fiを整備する。 ・介護ソフトのライセンス追加や機能オプション追加に伴い、Wi-Fiを整備する。 ・パッケージ型導入支援において、連携する介護テクノロジーと共に、Wi-Fi整備する。 等の導入計画について、補助対象となります。	R7. 7. 23
16	介護テクノロジー	訪問先に持参するモバイルプリンターを主たる機器に付帯して必要となる経費に含められるか。	据置型、モバイル型に関わらず、プリンターは補助対象外とします。	R7. 7. 23
17	介護テクノロジー	タブレット等の導入に当たり、メーカーや販売店が提供する 延長補償への任意加入は補助対象となるか。	補助対象外とします。	R7. 7. 23
18	介護テクノロジー	タブレットケースやインカムケース等の付属品（画面防護用シート等）は対象となるか。	本体の動作に直接関係しない付属品（アクセサリ等）は原則として補助対象外です。 ただし、本体と一体で不可分のもの（それがないと本体を利用できないもの）については対象とします。	R7. 7. 23
19	介護テクノロジー	タブレット端末、スマホの導入に当たり、SIM回線を利用したデータ通信費は補助対象となるか。	データ通信料金や通話料金は、補助対象外です。	R7. 7. 23
20	介護テクノロジー	介護テクノロジーの導入支援「イその他」の機器のみ申請することはできるか。	申請できます。ただし、主たる機器に付帯して必要となる経費については、「イ その他」の場合には補助対象外となります。	R7. 7. 23
21	介護テクノロジー	介護ソフトや電子カルテは、補助対象になるか。補助対象となる場合には、どの区分となるか確認したい。	福祉用具情報システム（TAIS）に介護テクノロジー（介護業務支援）としてカタログ化されていれば補助対象とします。 <a href="https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php">https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php</a>	R7. 7. 23
22	介護テクノロジー	介護テクノロジーの導入支援「イその他」の機器にて、「職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器」を導入したい。建物の構造上、電波の影響を受けにくいPHS又はトランシーバーを導入したいが、「インカム等」として、補助対象となるか確認したい。	PHS又はトランシーバーについても「職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器」として、補助対象とします。	R7. 7. 23
23	見積書	対象経費の支払時に金額換算可能な各種ポイントが付与される場合、本補助金を申請することは可能か。	申請することはできませんが、各種ポイント相当額については、「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除するか、実支出額から控除した状態で申請してください。 なお、対象経費の支払時に付与されたポイントを今後使用する予定がない場合も同様です。	R7. 7. 23
24	見積書	見積書について、募集開始の告知がある前に取った見積書でもよいか。	申請日が見積書の有効期限内であれば構いません。	R7. 7. 23

よくあるお問い合わせ (R7. 7. 23時点)

No.	区分	質問	回答	掲載日
25	見積書	導入しようとしていた機器の納品が令和8年4月以降になる見込みだが、補助金の対象となるか。	補助対象外となります。補助金の交付にあたっては、令和8年1月31日(土)までに事業を完了し、支払いを済ませた上で実績報告を提出いただく必要があります。	R7. 7. 23
26	見積書	見積書に消費税の記載は必要か。	消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれないため、本体価格と消費税分が明確に分かる形で記載されていなければ構いません。税抜きか税込みか分かる形で作成するよう見積書を作成してください。	R7. 7. 23
27	見積書	通販サイトからのネット購入が最安値となるため、そちらから購入したいが、見積書の徴取が困難な場合、どのように対応すべきか。	補助金の交付申請にあたっては、原則として見積書の添付が必要です。ただし、相談の事例のように、見積書の徴取が困難な場合は、購入予定の機器等について、申請時点の価格が分かる資料(該当ページのスクリーンショットなど)の添付でも可とします。	R7. 7. 23
28	見積書	一つの建物に二つの事業所が併設されている。Wi-Fi工事の見積書が、建物単位で作成され一枚になっている。この場合、どのように補助対象経費を算出すればよいか。	原則、見積書は、申請する事業所ごとに作成してください。分けて作成することが難しい場合には、機器を利用する人数で按分して補助対象経費を算出してください。その場合には経費の内訳を説明する資料を添付してください。	R7. 7. 23
29	見積書	同一法人で、一つの介護ソフトを導入し、複数の事業所で使用するが、見積書が一枚になっている。どのように補助対象経費を算出すればよいか。	原則、見積書は、申請する事業所ごとに作成してください。分けて作成することが難しい場合には、機器を利用する人数で按分して補助対象経費を算出してください。その場合には経費の内訳を説明する資料を添付してください。	R7. 7. 23
30	見積書	見積書等で、まとめて値引きがされているがよいか。	補助対象外の項目が含まれている場合、どこを値引きするかが特定できず、正しい補助対象経費が算定できません。経費の内訳書を添付する等、どの項目でいくら値引きされるか分かる状態の見積書を用意してください。	R7. 7. 23
31	補助要件	「職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること」とあるが、想定している周知の方法はあるか。	特に周知方法等について定めはありません。	R7. 7. 23
32	補助要件	当事業所は、科学的介護情報システムに参加していませんが、申請できますか。	交付要領6-(4)にて補助要件としていますので、交付決定を受けた場合には、実績報告書(提出期限:令和8年1月31日(土))まで科学的介護情報システムに参加いただけます。具体的な報告方法については、補助金交付決定に際し、御連絡する予定です。	R7. 7. 23
33	補助要件	当事業所は、一つの許可で施設系サービスと在宅系サービスの指定を受け介護サービスを提供している。この場合、どちらのサービス事業所として補助要件に該当するか。	もっぱらに行っている介護サービスを基準に判断します。交付要領6-(5)及び(6)については、実績報告書(提出期限:令和8年1月31日(土))にて、報告いただけます。具体的な報告方法については、補助金交付決定に際し、御連絡する予定です。	R7. 7. 23
34	交付決定後	交付決定を受けたが、申請内容の機器等が在庫切れになり購入ができなくなった。同等品を購入したいが、引き続き補助金の対象となるか。	欠品が生じた場合、速やかに県まで御相談ください。当初の交付決定から大きく異なる場合は、同等品の購入を補助の対象とできる可能性があります。ただし、交付決定額の上下20%以上の変動を伴う場合、変更交付申請の手続きを行っていただきますので、予定した機器の確保が困難なことが判明した場合、速やかに御相談ください。なお、令和8年1月31日(土)までに納品・支払し、実績報告できない場合は、当補助金を受けることはできません。	R7. 7. 23
34	交付決定後	交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加購入したりしてもよいか。	基本的に、申請のあった介護テクノロジーに対して交付決定しています。お問い合わせの様な事例については、判明次第、速やかに県まで御相談ください。	R7. 7. 23